

令和7年度 働き方改革推進支援助成金のご案内

申請期限：令和7年（2025年）11月28日（金）【必着】
（なお、支給対象事業主数は国の予算額に制約されるため、11月28日以前に受付を締め切る場合があります。）

コース名		成果目標	助成上限額	助成対象となる取組	助成率
業種別課題 対応コース （長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取組む中小企業事業主に助成） 	建設事業	いずれかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②新規に年休の計画的付与制度の整備 ③新規に時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ④新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入 ⑤所定休日の増加	成果目標の達成状況に基づき、①～⑤の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下： 250 万円（※2） ② 25 万円 ③ 25 万円 ④11H以上： 150 万円（※3） ⑤4週4休→4週8休：1日増加ごとに 25 万円 合計 550 万円	労働時間短縮や生産性向上に向けた取組 ①就業規則の作成・変更 ②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む） ③外部専門家によるコンサルティング ④労務管理用機器等の導入・更新 ⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新（※6） ⑥人材確保に向けた取組 等	費用の3/4を助成 事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成
	自動車運転の業務	いずれかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②新規に年休の計画的付与制度の整備 ③新規に時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ④新規に10時間以上の勤務間インターバル制度を導入	成果目標の達成状況に基づき、①～④の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下： 250 万円（※2） ② 25 万円 ③ 25 万円 ④11H以上： 170 万円（※4） 合計 470 万円		
	医療に従事する医師	いずれかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②新規に年休の計画的付与制度の整備 ③新規に時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ④新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入 ⑤医師の働き方改革推進に関する取組を実施	成果目標の達成状況に基づき、①～⑤の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下： 250 万円（※2） ② 25 万円 ③ 25 万円 ④11H以上： 170 万円（※4） ⑤ 50 万円 合計 520 万円		
	砂糖製造業 （鹿児島県・沖縄県に限る）	いずれかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②新規に年休の計画的付与制度の整備 ③新規に時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ④新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入 ⑤3直3（2）交代制の勤務割表の整備	成果目標の達成状況に基づき、①～⑤の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下： 250 万円（※2） ② 25 万円 ③ 25 万円 ④11H以上： 150 万円（※3） ⑤ 350 万円 合計 800 万円		
	情報通信業 宿泊業	いずれかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②新規に年休の計画的付与制度の整備 ③新規に時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ④新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入	成果目標の達成状況に基づき、①～⑤の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下： 250 万円（※2） ② 25 万円 ③ 25 万円 ④11H以上： 150 万円（※3） 合計 450 万円		
労働時間短縮・年休促進 支援コース （労働時間の削減や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取組む中小企業事業主に助成） 	いずれかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②新規に年休の計画的付与制度の整備 ③新規に時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備		成果目標の達成状況に基づき、①～③の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下： 150 万円（※5） ② 25 万円 ③ 25 万円 合計 200 万円		
勤務間インターバル導入 コース （勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成） 	新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入		導入した勤務間インターバルの時間数に応じて、以下の助成上限額となる ・9～11H： 100 万円 ・11H以上： 120 万円		
団体推進コース （傘下企業の労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む事業主団体に対し助成） 	事業主団体が、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用		上限額： 500 万円 複数地域で構成する事業主団体（傘下企業数が10社以上）等 上限額： 1,000 万円	①市場調査 ②新ビジネスモデルの開発、実験 ③好事例の周知、普及啓発 ④セミナーの開催 ⑤巡回指導、相談窓口の設置等	定額

※1 賃上げ加算制度あり：賃金を3%以上引き上げた場合、その労働者数に応じて助成金の上限額を更に6万円～最大60万円加算（5%以上：24万円～最大240万円加算。7%以上：36万円～最大360万円加算）（団体推進コースを除く）（常時使用する労働者数が30人以下の場合は加算額2倍）。

※2 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減幅によって右の助成上限額とする（※5も同様）。月80H超→月60～80H：150万円／月60～80H→月60H以下：200万円

※3 9～11H未満：助成上限額120万円 ※4 9～10H未満：助成上限額120万円（医療に従事する医師のみ）（B・C水準の医師については10時間以上に限る。）／10～11H未満：助成上限額150万円

※5 月80H超→月60～80H：50万円／月60～80H→60H以下：100万円 ※6 月60時間を超える時間外労働が恒常的に認められる企業に対しては、乗用自動車及びPCに係る助成対象の要件を一部緩和

お問合せ先

東京労働局 雇用環境・均等部 企画課 助成金係
電話：03-6893-1100 （平日 8：30～17：15）

WEBサイト（東京労働局HP：申請全般についてのご案内）

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/kyoku_oshirase/_120743/_122923.html



関連サイトのご案内

働き方改革特設サイト（支援のご案内）

「働き方改革」のポイント、その他の助成金に関する情報等の「働き方改革」の実現に向けた事業主の皆様への支援策のご案内のほか、中小企業の取り組み事例など動画等でご紹介しています。

WEBサイト（厚生労働省HP）

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/>



東京働き方改革推進支援センターのご案内

働き方改革に向けて、特に中小企業・小規模事業者の方々が抱える様々な課題に対応するため、ワンストップ相談窓口として、「働き方改革推進支援センター」を47都道府県に開設しています。

WEBサイト（厚生労働省HP）

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/tokyo/>

